

○経済産業省生産動態統計調査規則

昭和二十八年四月一日
通商産業省令第十号

最終改正
令和七年十二月十一日
経済産業省令第七十八号

(省令の目的)

第一条 統計法(平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。)
第二条第四項に規定する基幹統計である経済産業省生産動態統計
を作成するための調査(以下「生産動態調査」という。)の施行
に関しては、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第二条 生産動態調査は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業
に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(調査の期日)

第三条 生産動態調査は、毎月末日現在によつて行う。

(調査の範囲)

第四条 生産動態調査は、次に掲げる事業所について行う。

- 一 別表に掲げる鉱産物及び工業品(以下「生産品目」という。)
を生産(加工を含む。)する者であつて、別表で生産品目別に
掲げる範囲に属する事業所
- 二 前号に掲げる事業所の生産品目の販売の管理を行っている事
業所又は当該事業所へ生産品目について生産の委託を行ってい
る事業所であつて、別表で生産品目別に掲げる範囲に属する事
業所(以下「特定事業所」という。)

(調査の種類)

第五条 生産動態調査は、別表に掲げる調査とする。

(調査事項)

第六条 生産動態調査は、生産品目に関し、次に掲げる事項のうち、
経済産業大臣が必要と認めるものについて行う。

- 一 生産
- 二 受入
- 三 消費
- 四 出荷
- 五 在庫
- 六 原材料
- 七 従事者
- 八 生産能力及び設備

(調査票の様式)

第七条 生産動態調査は、経済産業大臣が定める様式による生産動
態調査票(以下「調査票」という。)によつて行う。

2 経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(報告義務)

第八条 第四条に規定する事業所の管理責任者(以下「報告義務者」
という。)は、調査票に掲げる事項について報告しなければならない。
ただし、経済産業大臣が指定する事業所(以下「一括事業
所」という。)を代表する者(以下「一括調査報告義務者」とい
う。)は、経済産業大臣の定めるところにより、一括事業所に係
る事業を行う事業所(以下「関係事業所」という。)の調査票に
掲げる事項の全部又は一部について一括して報告するものとす
る。

2 前項ただし書に規定する一括事業所の指定を受けようとする事
業所を代表する者は、あらかじめ、必要な事項を様式第一により

記載した書面を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定により届け出た事項に変更があつた場合には、一括調査報告義務者は、様式第二によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 第一項ただし書の規定による報告をやめようとする場合には、一括調査報告義務者は、様式第三によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、前項の届出がなされた場合その他特別の理由がある場合には、一括事業所の指定を解除することができる。

6 経済産業大臣は、第一項の規定により一括事業所を指定したとき又は前項の規定により一括事業所の指定を解除したときには、関係事業所を代表する者にその旨を通知する。

(調査の方法)

第九条 生産動態調査は、経済産業大臣がその報告義務者及び一括調査報告義務者に配布する調査票によつて行う。

2 報告義務者及び一括調査報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、経済産業大臣にその旨を申し出て調査票の配布を受けなければならない。

(調査票の提出)

第十条 報告義務者及び一括調査報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名した上、一部を調査期日の属する月の翌月十五日までに経済産業大臣に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による提出)

第十一条 第十条の規定にかかわらず、報告義務者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して調査票を提出することができる。

2 前項の方法により調査票を提出する報告義務者は、経済産業大臣の定めるところにより、経済産業大臣の指定する電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)に備えられたファ

イルに、調査事項情報を当該手続きをする者の使用に係る電子計算機から入力する方法により、報告しなければならない。

(集計及び公表)

第十二条 経済産業大臣は、受理した調査票及びファイル(以下「調査票等」という。)を審査した上、集計し、その結果を速やかに公表する。

(調査票等及び集計表の保存期間)

第十三条 経済産業大臣の保存する調査票の保存期間は、一年とする。

2 経済産業大臣は、調査票等及び集計表を収録した電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつては認識することができない方法で作られた記録をいう。)を永年保存する。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 調査の期日がこの省令の施行の日前に属する経済産業省生産動態統計調査については、なお従前の例による。

